

「周知の埋蔵文化財包蔵地」ってなにピヨ？

おしえて！
があこ先生

遺跡のことを「埋蔵文化財」とも言うのは知ってるピヨ。
でも、「周知」？「包蔵地」？ なにピヨ??



たまごちゃん



があこ先生

遺跡(埋蔵文化財)の存在が知られている土地のことを、「周知の埋蔵文化財包蔵地」と言います。各自治体は、遺跡が存在する土地を分布地図に明示して、周知を図っています。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行うときには、事前の届出等が必要なんですよ。



福岡市内には、遺跡が存在する土地が約 1,000箇所あり、それぞれの位置や範囲は、「福岡市埋蔵文化財分布地図」として公開されています。分布地図は、市役所の埋蔵文化財の窓口だけでなく、現在はインターネットから、どなたでも確認ができるようになっています。<リンク>HP「[福岡市Webまっぷ](#)」→「埋蔵文化財(遺跡)」

このように周知された遺跡は、文化財保護法で保護の対象となっていて、勝手に掘り返したりすることはできません。例えば、土木工事などの開発事業を行う場合の事前の届出等(文化財保護法93・94条)や、新たに遺跡を発見した場合の届出等(同法96・97条)が必要です。今回、埋蔵文化財の手続きに関するガイド『埋文のトリセツ』を新たに作成したので、参考に見てみてください。



<リンク>HP「福岡市の文化財」
→『[埋文のトリセツ](#)』



勝手に掘ったら
絶対だめピヨ



また、土器や石器などを拾った場合は、すぐに埋蔵文化財課に連絡してくださいね！拾った遺物は、所管の警察署長への提出(同法100条)が必要です。